

岩手県医療局管理規程第3号

医療局代決専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

岩手県医療局長 熊谷泰樹

医療局代決専決規程の一部を改正する規程

医療局代決専決規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第11条 事務局長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、組織規程第4条第25項第24号の表の右欄に掲げる病院の事務局長にあつては、第6号、第8号、第10号、第12号及び第19号に掲げるものを除く。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 職員(医師、歯科医師、薬剤部長、薬剤科長、事務局長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、リハビリテーション技師長、臨床工学技師長、栄養管理科長及び臨床心理科長並びに第12条第1号に規定する職員以外の職員に限る。次号において同じ。)の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</p> <p>(4) 職員の年次休暇及び夏季休暇(医療局企業職員就業規則(昭和39年岩手県医療局管理規程第13号)第34条第22号の特別休暇をいう。以下同じ。)(これらにより引き続き7日を超えて勤務しないこととなるものを除く。第12条第2号において同じ。)に関すること。</p> <p>(5)～(21) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第11条 事務局長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、組織規程第4条第25項第24号の表の右欄に掲げる病院の事務局長にあつては、第6号、第8号、第10号、第12号及び第19号に掲げるものを除く。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 職員(医師、歯科医師、薬剤部長、薬剤科長、事務局長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、リハビリテーション技師長、臨床工学技師長、栄養管理科長及び臨床心理科長並びに第12条第1号に規定する職員を除く。)の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</p> <p>(4) 職員(医師、歯科医師、薬剤部長、薬剤科長、事務局長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、リハビリテーション技師長、臨床工学技師長、栄養管理科長及び臨床心理科長を除く。)の休暇その他の服務(第12条第2号に定めるものを除く。)に関すること。</p> <p>(5)～(21) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>
<p>(薬剤部長等の専決事項)</p> <p>第12条 薬剤部長及び薬剤科長(高田病院、東和病院、大東病院、大槌病院及び山田病院(以下「高田病院等」という。)の薬剤科長を除く。)、看護部長及び総看護師長、診療放射線技師長及び臨床検査技師長(高田病院等の診療放射線技師長及び臨床検査技師長を除く。)、リハビリテーション技師長(特定病院、中央病院及び久慈病院(以下「特定病院等」という。)並びに南光病院及び千厩病院のリハビリテーション技師長に限る。)、臨床工学技師長(特定病院等の臨床工学技師長に限る。))並びに栄養管理科長(特定病院等及び南光病院の栄養管理科長に限る。)(以下「薬剤部長等」という。)が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 職員の年次休暇及び夏季休暇に関すること。</p>	<p>(薬剤部長等の専決事項)</p> <p>第12条 薬剤部長及び薬剤科長(高田病院、東和病院、大東病院、大槌病院及び山田病院(以下「高田病院等」という。)の薬剤科長を除く。)、看護部長及び総看護師長、診療放射線技師長及び臨床検査技師長(高田病院等の診療放射線技師長及び臨床検査技師長を除く。)、リハビリテーション技師長(特定病院、中央病院及び久慈病院(以下「特定病院等」という。)並びに南光病院及び千厩病院のリハビリテーション技師長に限る。)、臨床工学技師長(特定病院等の臨床工学技師長に限る。))並びに栄養管理科長(特定病院等及び南光病院の栄養管理科長に限る。)(以下「薬剤部長等」という。)が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 職員の年次休暇及び夏季休暇(医療局企業職員就業規則(昭和39年岩手県医療局管理規程第13号)第34条第22号</p>

の特別休暇をいう。)に関すること。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。